



傷病手当金適用期間の延長 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の適用期間を延長

傷病手当金適用期間の延長

● 桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度

○ 桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度
に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に感染または発熱の症状があった場合に、その療養のために就労することができなかった場合（適用期間内で左記の要件を満たす方に限る）について、傷病手当金を支給します。

【適用期間】令和2年1月1日～令和3年12月31日まで



令和2年1月1日～令和4年3月31日まで延長

【傷病手当金の対象となる方】

次の4つの要件をすべて満たす方。

- ① 給与の支払を受けている、桂川町国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者であること
- ② 新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができなくなったこと
- ③ 3日間連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日があること
- ④ 給与等の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われていること



子育て世帯臨時特別給付金 令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金について

子育て世帯臨時特別給付金

● 桂川町の国民健康保険・後期高齢者医療制度

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組の一つとして、児童（平成15年4月2日から令和4年3月31日生まれ）を養育する方に臨時特別給付金を給付します。

【支給対象者】次の対象者のうち、令和3年度の所得が児童手当と同様の所得制限限度額内の人

- ① 令和3年9月分の児童手当を受給している方
- ※ 令和3年9月に生まれた子どもについては、令和3年10月分の児童手当受給対象の方

※ 9月に転出した場合も桂川町からの給付となります。

- ② 令和3年9月30日（基準日）時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日の間に生まれた児童（高校生等）を養育する父母等のうち所得の高い方
- ③ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までの間に新しく生まれた児童（新生児）の児童手当を受給する予定の方

【給付金額】対象児童1人につき現金10万円

【申請方法】次の①②③対象者の方には、12月に先行給付の5万円の振込をおこなっておりますので通帳にてご確認ください。残りの5万円については、1月上旬に振込予定です。

- ① 桂川町から令和3年9月分の児童手当の受給を受けた方
- ② 令和3年9・10月に出生した児童を養育し、桂川町に児童手当の申請を行った方
- ③ 高校生等（15歳～18歳）のうち、弟か妹が桂川町から児童手当を受給している方

①②③以外の方（高校生のみを養育している方、公務員の方、令和3年11月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた児童を養育している方等）は、申請が必要になります。対象の方には、郵送でお知らせを送付しておりますので、ご確認ください。

【申請期限】令和4年3月31日（3月生まれの場合）は4月15日まで

【支給日】審査後に振込日を郵送でお知らせします。

【注意事項】

子どもが高校の寮に入寮しているなど、養育者と違うところに住民票がある場合は、申請書が届かない場合があります。申請書が届いていない方は、桂川町役場住民課まで、まずはご相談ください。

※ なおこちらの情報は、12月20日時点の情報に基づき掲載しております。